

職員の希望による降任制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員本人の希望による降任の実施に関し必要な条項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 降任を希望することのできる職員は、新潟市立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校又は高等学校の校長（幼稚園長を含む。以下同じ。）、教頭、事務長、主幹教諭、総括事務主幹又は事務主幹の職にある者とする。

(降任の内容)

第3条 この要綱において「降任」とは、校長、教頭、事務長、主幹教諭、総括事務主幹又は事務主幹の職にある者を教諭、養護教諭、栄養教諭又は主査の職に任命することをいう。

(校長の降任に係る申出)

第4条 降任を希望する校長の職にある者は、新潟市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に希望降任申出書（別記様式第1号）を提出するものとする。

(校長以外の職にある者の降任に係る申出)

第5条 降任を希望する教頭、事務長、主幹教諭、総括事務主幹又は事務主幹の職にある者は、所属する学校の校長（以下「所属長」という。）に希望降任申出書（別記様式第1号）を提出するものとする。

2 所属長は、前項の希望降任申出書の提出を受けたときは、希望降任具申書（別記様式第2号）により、市教育委員会に具申を行うものとする。

(降任の決定)

第6条 降任は、職員本人の希望を尊重し、市教育委員会が決定する。

2 降任の時期は、原則として、前項の市教育委員会が決定した日以降の直近の4月1日とする。

(降任の場合の俸給月額)

第7条 降任後の俸給月額は、新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号）に定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、降任に関し必要な事項は、市教育委員会教育長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年1月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。